

議案第91号

福岡アジア美術館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡アジア美術館のサービスの充実を図るため、新たに設置する施設の使用料の額を定める必要があるによる。

福岡アジア美術館条例の一部を改正する条例

福岡アジア美術館条例（平成10年福岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中「図書閲覧室，彫刻ラウンジ」を「アートカフェ，図書閲覧室」に改める。

第6条第1項中「及びあじびホール」を「，あじびホール及びアートカフェ」に改める。

別表第2 1 企画ギャラリー等使用料の表に次のように加える。

ア ー ト カ フ ェ	1日1平方メートルにつき	200
-------------	--------------	-----

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。